

## 使用のきまり（抄）

岸和田市墓苑内の墳墓は、次のことを守って使用していただきます。

- 1 決定した位置は、どのような理由があっても変更できません。もちろん、当選者間で合意しても、位置の変更は認めません。
- 2 祭祀又は墓石の設置等、墓地本来の目的に使用してください。
- 3 兄弟等の2世帯以上で共同使用することはできません。
- 4 使用者、使用者の配偶者とその直系血族の祭祀に使用できます。特別な場合を除き、兄弟等の祭祀はできません。
- 5 遺骨、遺髪、遺品等で市長が適切と認めるものが埋蔵できます。
- 6 囲障（巻石）は、使用場所の区画を明確にするため3年以内に、次のとおり設置してください。
  - 1）材質は、石材又はコンクリート等耐久性のあるものであること。
  - 2）境界から前後左右1.5cm以上控えて設置し、その高さは30cm以内とすること。
  - 3）入口を市が定めた間口以外の位置（墳墓のプレート番号面以外）に設ける場合は、墳墓内に30cm以上の巾の通路を確保すること。
- 7 墓石を設置する場合、その高さは巻石から180cm以内とすること。
- 8 墓石等に家名を表示する場合、その家名は、特別な場合を除き、使用者の家名でなければなりません。（注1）また、建立者は使用者又は墳墓を承継できる関係にある者でなければなりません。
- 9 使用には、次の手続きが必要です。
  - 1）工事着手届（囲障「巻石」、墓石等の設置等をする場合）
  - 2）埋蔵・改葬届（遺骨等の埋蔵等をする場合）
  - 3）住所等変更届（住所等の変更をした場合）
  - 4）墳墓承継使用届（使用者死亡による承継使用をする場合）
- 10 使用名義の変更は、相続（使用者の死亡）の場合以外はできません。
- 11 次の場合、使用許可を取消すことがあります。
  - 1）墓地本来の目的以外に使用したとき。
  - 2）不正行為により使用許可を受けたとき。
  - 3）転貸し又は使用権を譲渡したとき。
  - 4）掃除料を納付期限までに納めないとき。（注2）
  - 5）その他、法令、条例、規則等に違反したとき。
- 12 次のような場合、使用権は消滅します。
  - 1）使用者が死亡し、相続人又は親族のうち、祭祀を主宰する者がいないとき。
  - 2）使用者が所在不明となり、他に使用する者がなく、20年を経過したとき。
- 13 市は、使用許可後に生じた墳墓の損害について、一切責任を負いません。

（注1）「特別な場合」とは、使用者の配偶者の家系が絶えた場合などをいいます。

（注2）平成14年度以降の許可分の掃除料について5年分一括納付から年度ごとの納付となりました。また、申出により従来どおり5年分一括納付についても継続して可能となります。